

山梨県公報

号外第十四号

平成三十一年

三月二十五日

月 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 山梨県選挙管理委員会告示第二十四号の公布公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第二十五号の公布公告……………八
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………九
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………九
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………九
- 政治団体の名称等の届出……………九
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定……………一三

選挙管理委員会

●山梨県選挙管理委員会告示第二十四号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成三十一年三月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告の要旨を次のとおり公表する。

平成三十一年三月十四日

山梨県選挙管理委員会 委員長 中 込 まさゑ

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年1月27日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 29,087,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	後藤 斎	所属党派	無所属	平成30年10月 9日から 期間	第1回分
出納責任者氏名	大森 哲男			平成31年 2月 8日まで	

収入			支出	(円)
主たる寄附			人件費	1,275,000
氏名(団体名)	職 業	寄 附 額 (円)	家屋費	2,835,666
国民民主党山梨県総支部連合会	政党支部	2,000,000	選挙事務所費	2,100,600
後藤斎後援会	政治団体	7,066,202	集会会場費	735,066
立憲民主党山梨県連合	政党支部	500,000	通信費	215,269
			交通費	161,762
			印刷費	3,589,200
			広告費	2,981,426
			文具費	33,708
			食糧費	670,065
			休泊費	0
			雑 費	2,217,205
その他の寄附 1件		4,246		
その他の収入		5,000,000		
今回計		14,570,448	今回計	13,979,301
前回計		0	前回計	0
総 計		14,570,448	総 計	13,979,301

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	702,650 円
	ポスターの作成	1,315,560 円
	計	2,018,210 円

報告書受理年月日	平成31年2月11日	第1回	報告分
----------	------------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年1月27日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 29,087,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 晴信	所属党派	無所属	平成30年 9月 3日から 期間	第1回分
出納責任者氏名	岡部 正直			平成31年 2月 8日まで	

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	740,000
氏名(団体名)	職業	寄附額(円)	家屋費	1,478,142
塚越 由花	無職	1,000,000	選挙事務所費	1,000,000
金井 博	会社役員	1,000,000	集会会場費	478,142
松木 謙公	会社役員	1,000,000	通信費	672,758
渡邊 恭久	会社役員	200,000	交通費	65,662
永野 幸司	会社役員	229,568	印刷費	5,176,234
福岡 久美子	無職	100,000	広告費	1,447,640
宮岡 宏美	無職	100,000	文具費	215,084
野村 洋子	無職	100,000	食糧費	425,070
田草川 光伸	会社員	100,000	休泊費	7,500
			雑費	1,627,646
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		8,300,000		
今回計		12,129,568	今回計	11,855,736
前回計		0	前回計	0
総計		12,129,568	総計	11,855,736

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成31年2月8日	第1回	報告分
----------	-----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年1月27日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 29,087,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	長崎 幸太郎	所属党派	無所属	期間	平成31年 1月 1日から 平成31年 2月 8日まで
出納責任者氏名	秋山 祥司			第1回分	

収入	支出	(円)
主たる寄附	人件費	2,880,000
氏名(団体名)	家屋費	4,744,083
職業	選挙事務所費	2,928,300
寄附額(円)	集会会場費	1,815,783
長崎幸太郎後援会(幸太郎クラブ) 政治団体	22,000,000	22,000,000
	通信費	483,713
	交通費	441,740
	印刷費	4,270,466
	広告費	1,184,949
	文具費	96,526
	食糧費	516,316
	宿泊費	340,418
	雑費	415,843
その他の寄附 0件		0
その他の収入		0
今回計		22,000,000
前回計		0
総計		22,000,000
	今回計	15,374,054
	前回計	0
	総計	15,374,054

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	702,650 円
	ポスターの作成	1,246,320 円
	計	1,948,970 円

報告書受理年月日	平成31年2月8日	第1回	報告分
----------	-----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年1月27日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 29,087,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	長崎 幸太郎	所属党派	無所属	期間 平成31年 2月 9日から 平成31年 2月20日まで	第2回分
出納責任者氏名	秋山 祥司				

収入			支出 (円)	
氏名(団体名)	職業	寄附額(円)	項目	金額
主たる寄附			人件費	0
			家屋費	441,007
			選挙事務所費	441,007
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	1,617,720
			広告費	432,000
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附 0件				0
その他の収入				0
今回計			今回計	2,490,727
前回計			前回計	15,374,054
総計			総計	17,864,781

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成31年2月20日	第2回	報告分
----------	------------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年1月27日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 29,087,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	花田 仁	所属党派	明るい民主県政をつくる会	平成31年 1月 8日から	第1回分
出納責任者氏名	遠藤 隆			平成31年 1月26日まで	

収入			支出	(円)
主たる寄附			人件費	340,000
氏名(団体名)	職 業	寄 附 額 (円)	家屋費	97,000
明るい民主県政をつくる会	政治団体	222,908	選挙事務所費	97,000
日本共産党山梨県委員会	政党支部	85,120	集会会場費	0
清水 優子	団体職員	70,000	通信費	25,000
山下 明美	団体職員	70,000	交通費	0
榑原 美由紀	団体職員	100,000	印刷費	73,720
豊木 桂子	団体役員	100,000	広告費	5,400
			文具費	0
			食糧費	87,910
			休泊費	6,800
			雑 費	12,198
その他の寄附 0件		0		
その他の収入		0		
今回計		648,028	今回計	648,028
前回計		0	前回計	0
総 計		648,028	総 計	648,028

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成31年2月8日	第1回	報告分
----------	-----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年1月27日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 29,087,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	花田 仁	所属党派	明るい民主県政をつくる会	平成31年 1月27日から	第2回分
出納責任者氏名	遠藤 隆			平成31年 3月 7日まで	

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	0
氏名(団体名)	職業	寄附額(円)	家屋費	0
明るい民主県政をつくる会	政治団体	373,896	選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	373,896
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		373,896	今回計	373,896
前回計		648,028	前回計	648,028
総計		1,021,924	総計	1,021,924

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成31年3月7日	第2回	報告分
----------	-----------	-----	-----

● 山梨県選挙管理委員会告示第二十五号の公布公告
次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成三十一年三月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙における当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成三十一年三月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

決定書

東京都調布市入間町二丁目二十九番地二十二

異議申出人 平原行

東京都国分寺市東元町四丁目三番十号

同 笠原一郎

東京都立川市柴崎町二丁目十番十八号

同 伊藤藤国治

神奈川県横浜市港北区新吉田東六丁目四十二番十六号

同 堀川清美

右異議申出人（以下「申出人」という。）から平成三十一年二月十日で提起された平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、山梨県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

申出人による本件異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙における当選人の当選を無効とする旨の決定を求め、その理由として、次のとおり主張した。

一 山梨県民以外にも異議申出の資格が認められるべきである。

二 開票所において、五百票バーコード票による票の集計に誤作動及び不正の疑いがあり、バーコード票のデータと実際の得票数が異なっている。

三 他の選挙の事例において期日前投票箱の中身がすり替えられている疑いがあり、本件選挙においても、夜間に何者かが期日前投票箱の中身をすり替えている疑いがある。

四 その他、他の選挙の事例等により本件選挙が信頼のないものとなっている。

理 由

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百六条第一項に規定されている地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が提起することができることとされている。この趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もつて選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」（昭和三十九年二月二十六日最高裁判所大法廷判決）とされている。したがって、本件選挙における選挙人とは、山梨県民であることを要するといふべきである。

申出人は、山梨県民以外にも異議申出の資格が認められるべきである旨主張するが、当委員会の調査の結果、申出人は本件選挙の選挙人であった者は一人も認められず、また、いずれも本件選挙に係る公職の候補者ではないため、公職選挙法第二百六条第一項の規定に該当しないのは明らかであり、申出人による本件異議の申出は不適法である。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

平成三十一年三月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

教 示

公職選挙法第二百七条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は同法第二百五十五条の規定による告示の日から三十日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

一三、九三八

山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

一八二、八一四

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

選挙区名

三分の一の数

西八代郡

四、五六〇

南巨摩郡

一〇、五七八

中巨摩郡

五、二二六

南都留郡

一二、八二二

甲府市

五二、一四三

富士吉田市

一三、八二五

都留市・西桂町

九、八一八

山梨市

九、九二八

大月市

七、一九七

韮崎市

八、三六五

南アルプス市

一九、七二三

北杜市

一三、六二二

甲斐市

二〇、五四九

笛吹市

一九、四三六

上野原市・北都留郡

七、二二九

甲州市

九、〇七一

中央市

八、二〇六

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりであった。

平成三十一年三月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

政治資金規正法第六條第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
深呼吸のできる山梨	坂本浩臣	野島昌国	笛吹市石和町窪中島一二五―一 グランシェーナヌ笛吹一〇三	平成三十一年 二月一日	平成三十一年 二月八日
金丸一元後援会	野田修作	常盤健彦	南アルプス市小笠原二七七	平成三十一年 二月十二日	平成三十一年 二月十二日
小林健太と都留を「大好きなまち」にする会	小林健太	小林健太	都留市四日市場八九―六	平成三十一年 二月十二日	平成三十一年 二月十二日
飯島りきお後援会	飯島実	飯島好子	山梨市市川八二五―一	平成三十一年 二月十日	平成三十一年 二月十四日
五十嵐ゆうこの後援会	深沢邦秀	功刀たかこ	南アルプス市飯野一九二三	平成三十一年 二月十五日	平成三十一年 二月十八日
耐政会	赤池幸彦	佐野菊四郎	中巨摩郡昭和町河東中島四九九―二	平成三十一年 二月十三日	平成三十一年 二月十八日
渡辺まさる後援会	渡邊將	渡邊和雄	富士吉田市下吉田七―六一―六	平成三十一年 二月十八日	平成三十一年 二月十八日
山梨県造園建設業政治連盟	帯金岩夫	辻宏幸	甲斐市篠原二四五六―四	平成三十一年 二月十四日	平成三十一年 二月二十一日
わかな大介と夢・希望・甲府をつくる会	若菜大介	若菜大介	甲府市上今井町二七五―一	平成三十一年 二月二十二日	平成三十一年 二月二十二日
昭和町の未来を考える会	鈴木幸男	鈴木幸男	中巨摩郡昭和町築地新居五九八	平成三十一年 二月二十五日	平成三十一年 二月二十六日
はくふう会	相原豊	川手真	南アルプス市西野二六三一	平成三十一年 二月二十五日	平成三十一年 二月二十六日
望月将名後援会	若林勝信	望月和子	南巨摩郡南部町本郷一〇二四―一	平成三十一年 二月二十二日	平成三十一年 二月二十六日
黒川たけお後援会	仲田勇平	丸太一穂	甲州市塩山下小田原五八八―一	平成三十一年 二月二十六日	平成三十一年 二月二十八日
勝侯進後援会	萱沼俊夫	加賀美榎	富士吉田市小明見一―一―一八	平成三十一年 三月一日	平成三十一年 三月四日
杉原きよひと後援会	飯室道男	花田隆貴	笛吹市石和町山崎一三三―一五八	平成三十一年 三月五日	平成三十一年 三月五日

山梨県知事長崎幸太郎後援会 〔幸進会〕	深澤純雄	深澤純一郎	南巨摩郡身延町三沢五九一―四	平成三十一年 三月六日	平成三十一年 三月六日
志村たけひこと明日を語る会	志村武彦	西澤隆二	都留市大幡四二六五―二	平成三十一年 三月七日	平成三十一年 三月七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
																		全国LPガス政治連盟山梨 県支部				甲府市飯田一―四―四 甲府市宝一―二―二〇	平成三十年五 月一日	平成三十一年 二月八日
																		小林ひろゆき後援会				大月市大月三―一―六〇 岩崎ビル三F 甲府市石和町窪中島一二五―一 グランシエールヌ笛吹一〇三	平成三十一年 二月一日	平成三十一年 二月八日
																		山梨県知事長崎幸太郎を支 援する長友会				甲府市北口一―二―一四 甲府北口プラザビル四〇 五号	平成三十一年 二月八日	平成三十一年 二月八日
																		山梨県知事後藤斎を支援す る会後光会				甲府市北口一―二―一四 四〇五号	平成三十一年 二月八日	平成三十一年 二月八日
																		清風会	古屋隆雄 鈴木慎二			笛吹市石和町市部二一八 笛吹市石和町市部七二八	平成三十一年 二月十一日	平成三十一年 二月十四日
																		尾形こうしょう後援会	小俣喜男 志村佳弘	志村春男 佐々木春男		南都留郡富士河口湖町小立二四七九 南都留郡富士河口湖町船津一五〇五	平成三十年十 二月二十日	平成三十一年 二月十五日
																		白友会				南都留郡富士河口湖町小立二四七九 南都留郡富士河口湖町船津一五〇五	平成三十一年 二月四日	平成三十一年 二月十五日
																		山田七穂後援会	早川頼人 小屋忠嗣			南都留郡富士河口湖町小立二四七九 南都留郡富士河口湖町船津一五〇五	平成三十一年 一月一日	平成三十一年 二月十九日
																		鈴の会	山本四郎 上野敦男			南アルプス市飯野三六四八―五 南アルプス市中野一二三九	平成三十一年 二月十六日	平成三十一年 二月二十日
																		上田仁を支援する友仁会				南アルプス市飯野三六四八―五 南アルプス市中野一二三九	平成三十一年 二月一日	平成三十一年 二月二十一日

区分	名称	国会議員関係政治団体の区分	公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類	異動年月日	届出年月日
旧	佐藤茂樹後援会大樹の会		河野一男 末木徳夫		平成三十一年三月四日	平成三十一年三月八日
新	寺田義彦を育てる会			甲府市和戸町二五五―一	平成三十一年三月五日	平成三十一年三月八日
旧	義山会			甲府市和戸町二二一八	平成三十一年二月十五日	平成三十一年三月七日
新	自由民主党山梨県J A支部	長田学 關本得郎			平成三十一年二月二十八日	平成三十一年三月六日
旧	山梨県医師連盟	手塚司朗 今井立史			平成三十一年三月三日	平成三十一年三月五日
新	つくしの会	清水一二三 小尾正人	清水さゆり 保坂行美	北杜市高根町村山東割七〇四 北杜市高根町蔵原一四八八	平成三十一年三月三日	平成三十一年三月五日
旧	市民の声で明日の富士吉田を作る会伊藤藤進後援会			富士吉田市下吉田四一七―三 富士吉田市緑ヶ丘二一六一―五	平成三十一年三月一日	平成三十一年三月四日
新	全国小売酒販政治連盟山梨県支部	進藤正明 三井一男			平成三十年五月三十日	平成三十一年三月一日
旧	たかの一雄を囲むクラブホークス	山口善一 風間辰男			平成三十一年二月十九日	平成三十一年二月二十七日
新	自由民主党山梨県タクシー支部	大木政 雨宮正英			平成三十年六月二十七日	平成三十一年二月二十七日
旧	堀門太後援会			中巨摩郡昭和町清水新居二五一三―一 中巨摩郡昭和町清水新居二六〇二笹本ビル一―B	平成三十一年二月十八日	平成三十一年二月二十五日
新	佐野和広後援会		高野史洋 佐野毅		平成三十一年二月十六日	平成三十一年二月二十一日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届(国会議員関係政治団体の区分)

新	小林ひろゆき後援会	該当なし	平成三十一年 二月一日	平成三十一年 二月八日
旧	一号団体かつ二号団体			

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
道光会	大田昌博	佐藤光荣	南都留郡道志村五九六四	平成三十年十月三十一日	平成三十一年二月十二日
渡部たもつ後援会	川村信義	坪武弘	南都留郡西桂町倉見七五〇	平成三十年十月三十一日	平成三十一年二月十三日
光進会	小林義光	長田茂夫	都留市上谷六一二二一	平成三十一年二月九日	平成三十一年二月十四日
田中英明後援会	田中英明	柴田喜清	上野原市上野原二二二一三	平成三十一年二月十八日	平成三十一年二月二十一日
はくふう会	相原豊	中込敏朗	南アルプス市西野二六三一	平成二十七年十二月三十一日	平成三十一年二月二十五日
小林歳男後援会	小林民夫	小川隆	都留市田野倉八三八	平成三十一年一月二十五日	平成三十一年三月一日
市川あさつぐを支援する朝友会	水上政成	小沢重雄	西八代郡市川三郷町高田二六一三	平成三十年十月三十一日	平成三十一年三月七日

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨の報告があった。

平成三十一年三月二十五日

山梨県選挙管理委員会
委員長 中込まさる

名称	所在地	指定選挙管理委員会
宝地域コミュニティセンター	山梨県都留市中津森七百十八番地	都留市選挙管理委員会

禾生地域コミュニティセンター	山梨県都留市古川渡五百七十七番地	都留市選挙管理委員会
盛里地域コミュニティセンター	山梨県都留市朝日馬場三百九七番地	都留市選挙管理委員会

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番